

第5部 第4 生活支援の充実

I 基本的な考え方

● これまでの取り組みと課題

生活保護制度は昭和25年に生活保護法が制定されて以来、「最後のセーフティーネット」(注1)として機能してきました。現在、厳しい経済・雇用情勢が続く中で、受給世帯は増加傾向にあります。市では職員体制も強化しながら、制度の適正実施に努めています。合わせて市では、平成17年度から国の自立支援プログラムを積極的に導入し、就労支援をはじめ退院促進、健康管理、金銭管理などの支援や社会生活が困難になっている受給世帯の子ども・若者への支援などにも取り組んできました。また、生活保護に至る前の第二のセーフティーネット(注1)である住宅手当緊急特別措置事業など、低所得者・離職者対策事業の継続とさらなる充実が課題です。

国民健康保険事業の運営は、特定健康診査の実施やジェネリック医薬品(注2)の利用促進などによる医療費の適正化や、国民健康保険税の改定などにより、保険財政の健全化を図ってきました。

しかし、国民健康保険の構造的な問題から、その財政状況は大変厳しい状況です。このような状況の中で、低所得者層に対する負担軽減の拡充と保険財政の健全化が求められています。

平成20年度に創設された後期高齢者医療制度は、その運営主体である東京都後期高齢者医療広域連合と連携し、保険料の徴収や申請の受付等をきめ細かく、丁寧な対応に努めてきました。

(注1)セーフティーネット：直訳すると「安全網」ですが、社会保障制度の仕組みを表す用語として使用されています。第一は、年金、雇用などの社会保険、第二のセーフティーネットとは、最後のセーフティーネットである生活保護に至ることなく、いち早く再就職に結びつける雇用・生活・住宅に関する諸事業のことを指します。

(注2)ジェネリック医薬品：後発医薬品とも言われ、特許が切れ、安価に供給できる医薬品を製薬会社が製造あるいは供給する医薬品のことを指します。

● 施策の方向

市民だれもが安心して生活が営めるように、生活保護については、生活に困窮した方が相談しやすい体制にするとともに、制度のより一層の適正化に取り組めます。また、生活保護受給者の自立支援のための体制整備を図り、就労支援及び日常生活や社会生活における自立支援を充実します。

また、生活保護に至る前の低所得者・離職者対策事業を引き続き推進します。

国民健康保険事業の運営は、特定健康診査・保健指導の実施において「三鷹市特定健康診査等実施計画」で定める目標達成に努め、ジェネリック医薬品の利用についてもさらに利用促進を図ることで医療費の適正化に努めます。今後、国の動向を見極めつつ、国民健康保険税の収納向上を図るとともに、その負担のあり方について検討し、国民健康保険財政の健全化を図ります。

なお、国や東京都に対して、財政基盤の拡充・強化や医療保険制度の一本化に向けた国民健康保険の広域化を進めるための要請を行い、国民健康保険制度の改善に努めます。

後期高齢者医療制度は、国で進めている高齢者医療制度改革の動向に注視し、適切な対応を図ります。なお、その間は東京都後期高齢者医療広域連合と連携しながら、丁寧な対応に努めます。

II まちづくり指標

行政指標	計画策定時の状況 (平成22年)	前期目標値 (平成26年)	中期目標値 (平成30年)	目標値 (平成34年)
就労支援事業による 就労者数	55人	70人	70人	70人

生活保護の就労支援プログラムに基づく計画期間中の新規就労者数を示す指標です。自立支援プログラムを拡充することで被保護者の就労による自立助長を図ります。

Ⅲ 施策展開における協働と役割分担

● 市民、事業者・関係団体等の役割

- ・市民は、生活保護の受給にあたり、資産・能力その他あらゆるものをその生活の維持のために活用します。
- ・自立支援プログラムに関係する事業者等は、福祉事務所と連携して被保護者の自立支援に努めます。

● 市の役割

- ・市は、必要な人に必要なサービスが届くように、生活保護制度や低所得者・離職者対策事業の周知を図ります。
- ・市は、関係機関と連携し自立支援プログラムに基づき、生活保護受給者の自立支援に努めます。
- ・市は、生活保護制度の適正実施に努めます。
- ・市は、国民健康保険財政の健全化を図るとともに、国や都に対し財政基盤の拡充・強化や国民健康保険制度の広域化を進めるための要請を行い、制度の改善に努めます。

Ⅳ 施策・主な事業の体系

◎:主要事業 ※:推進事業

1 生活保護

(1)生活支援の充実	※ ①生活保護の適正実施
	※ ②生活保護の運用体制の整備
	③相談体制の充実
(2)自立支援の充実	◎ ①自立支援プログラムの拡充
	②就労支援の充実

2 生活のセーフティーネット

(1)生活環境の整備	◎ ①買物環境の整備 (「第2部－第4 商業環境の整備」参照)
(2)生活基盤の支援	※ ①社会福祉協議会との連携
	※ ②「住宅手当や緊急融資」など低所得者・離職者対策事業の実施
	③生活資金の融資あっせん (「第2部－第5 消費生活の向上」参照)
	④中国残留邦人等への地域生活支援
(3)自立支援の促進	◎ ①就職面接会・就職支援セミナーの開催 (「第2部－第5 消費生活の向上」参照)
	◎ ②子ども・若者支援の推進 (「第6部－第1 子どもの人権の尊重」参照)
	※ ③高齢者就業支援事業の推進 (「第2部－第5 消費生活の向上」参照)
	④ひとり親家庭の自立に向けた支援 (「第6部－第2 子育て支援の充実」参照)

3 国民年金

(1)年金加入の促進	①相談等の充実
(2)年金制度の改善	①年金制度の充実要請

4 医療保険

(1)国民健康保険事業の運営	①保険財政の健全化
	②保険税の収納率の向上
	③医療費の適正化

	④特定健康診査等による糖尿病を筆頭とした生活習慣病予防の推進 (「第5部-第5 健康づくりの推進」参照)
(2)後期高齢者医療制度の適切な対応	①後期高齢者医療制度の適切な対応

5 推進体制の強化

(1)関係機関等とのネットワーク強化	◎ ①相談窓口機能・連携の強化
	◎ ②関係機関との連携強化

V 主要事業

1-(2)-① 自立支援プログラムの拡充

受給者への総合的、組織的な対応を図るため、平成 22 年度に定めた自立支援プログラム実施要綱に基づき、ハローワーク等と連携した就労支援をはじめ、精神障がい者等の社会生活や日常生活の自立支援を、自立支援員(注3)の活用や関係機関との連携により実施します。

	計画期間(平成 34 年)の目標	前期				中期(27~30)	後期(31~34)
		23	24	25	26		
自立支援プログラムの拡充	自立支援プログラムに基づく、就労及び社会生活や日常生活の支援の拡充	拡充					→

(注3)自立支援員:生活保護受給者の自立を支援するために配置された就労支援員、退院促進支援員、健康管理支援員などの専門の非常勤職員の総称です。

5-(1)-① 相談窓口機能・連携の強化

5-(1)-② 関係機関との連携強化

市が実施しているセーフティーネット機能を果たす諸施策のより一層の周知を図るために、情報を一元化するための窓口の連携強化を図ります。また、就労支援や融資等の公的制度の活用のための窓口機能を充実させます。

さらに、生活困窮者等への支援の拡充へ向け、ハローワーク等関係機関との連携を強化するとともに、国や東京都に対し、支援の継続的実施のための要請をします。

	計画期間(平成 34 年)の目標	前期				中期(27~30)	後期(31~34)
		23	24	25	26		
相談窓口機能・連携の強化	窓口機能・連携の強化	検討・強化					→

VI 推進事業

1-(1)-① 生活保護の適正実施

年金・資産調査を行う自立支援員を配置し、収入状況の把握や年金申請の支援を強化するとともに、診療報酬明細書の点検を推進して、医療扶助の適正化を図り、生活保護の適正実施をより一層推進します。

1-(1)-② 生活保護の運用体制の整備

生活保護の適正実施並びに関係機関との連携を図りながら効果的、総合的に自立を支援するために、運用体制を整備、推進していきます。

2-(2)-① 社会福祉協議会との連携

2-(2)-② 「住宅手当や緊急融資」など低所得者・離職者対策事業の実施

社会福祉協議会との連携を強化し、生活保護世帯を除く低所得世帯への応急援護資金貸付制度や生活再建のための生活福祉資金制度など、低所得者を救済する制度の周知及び活用を促します。それとともに、離職により住居を喪失または失う恐れのある世帯等への家賃の支給を行い、住居の確保を行いつつ就労機会の確保を図る住宅手当緊急特別措置事業の利用を推進するなど、生活保護に至る前の第二のセーフティーネットの活用を図っていきます。

Ⅶ 関連個別計画

・健康福祉総合計画 2022(仮称)